

司書教諭交流会

—学校図書館像を共有し、司書・司書教諭それぞれの実践と交流を始めよう。—

日時：平成18年9月22日（水）

会場：大阪府立港高等学校

1. 現在までの経緯（大阪での）

- 1953 「学校図書館法」制定
- ～1961 学校図書館職員の私費雇用
- 1962～1973 学校図書館職員の公費雇用による配置（実習助手）
府独自の「定数配置基準」により、全日制普通科に実習助手4名配置
（理科2 家庭科1 図書1）
- 1980 「教諭外職種の定数削減」により、実習助手1名が「賃金職員化」
- 1996 [高度情報通信社会における学習センター（中教審）
「ミレニアムプロジェクト」（文部省）
すべての学校でインターネットを活用
- 1997 「学校図書館法改正」
＜2003 司書教諭の発令（教育振興室教務課長通知H15.2.14）＞
- 2001 「子どもの読書活動推進法」（一大阪府子どもルネッサンスー）
- 2002 「新行財政計画」
実習助手の削減（図書館担当者の不補充
- 2006 時代の変化に即した研究会活動の活性化を
（研究会会長 早苗 良雄 図書館研究第9号 巻頭言）

2. 学校図書館像の共有

これからの学校図書館

学校図書館は、利用者が一人で読書する場〈読書センター〉としての機能だけではなく、校内に各種の情報を提供する場〈学習情報センター〉として役立つなど、幅広い可能性を持っています。

利用者は、学校図書館の資料から関連機関を知ったり、そこで得た情報から学校の資料で調べたり、インターネット含む各種メディアの中から情報を得たり、それらを学校の資料と比較したりと、さまざまな方法で学習や研究・調査をします。

これからの学校図書館は、〈利用者が速やかに情報を入手して、問題解決ができ、自己表現力をつけて、現代社会をきていく力〉をつけられるように、支援していかなくてはなりません。

利用者が増え図書館が活性化されれば、利用者から様々な要求が出される~~と思~~。また、自校図書館以外の資料検索ができるようになれば、地域の他の学校や公共図書館との交流が活発になるでしょう。

授業や行事などの教育活動に役立ち、個人の読書活動を支援すること、これらが車の両輪のようにバランスよくまわっているのが、学校図書館の理想の姿です。

利用者一人ひとりをサービスの対象として考え、はじめて〈学習センター・読書センター・情報センター〉の機能を現することができるのではないのでしょうか。

3. パートナーシップの構築を

これからの学校図書館で述べたような図書館の理想の姿に近づくには、

- 日常的な資料提供とサービスで、利用者**豊かな図書館体験**してもらう。
- 生徒の生育過程で、学校図書館**有効に寄与できる活動**模索する。
- 学校図書館の**役割を広め**て利用者を増やす。

などが考えられます。そして、これらを実現するためには、図書館にかかわる人**学校司書と司書教諭**が互いの専門の仕事を活かし、カバーし合**まをパートナー**となる必要があります。

そのためには当面

- 司書教諭にはまず図書館を使える先生になってほしい。
- 司書教諭は、学校司書と職務が**「競合」**したり、また、学校司書を**「指揮・監督」**するものでない。
- 司書教諭は、図書館教育及び読書活動が学校全体で協力して行われるよう、他の教職員等との連携・協働を図る**「コーディネータ**としての役割を担う。

＜ 司書教諭は授業を構築していく上での専門性をもつ。

学校司書は資料に関する専門性をもつ。＞

この2つの視点は図書館運営にはどちらも必要です。

学校司書と司書教諭が基パートナーとして、より強く結びつけば、学校図書館が教育活動に充分寄与できることになり、理想の学校図書館の姿に近づくことになるでしょう。

将来的には、学校図書館の運営

今後、専任の学校司書が激減することが予想されます。今は学校司書が該当していますが、学校司書であれ司書教諭であれ、**学校図書館をきちんと運営する人が必要**になってきます。

今後 **学校図書館をきちんと運営できる「スキル」**の体系化やその研修システムを、本研究会と大阪府教育委員会が連携して構築していかななくてはならないと思います。

4. 「府立学校図書システム」の導入と説明

港高校の図書館で情報システム委員会より

大阪府学校情報ネットワーク構成図

